

第1章 事業計画の概要

第1節 事業の名称

新クリーンセンター建設事業

第2節 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

2-1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

佐久市等を構成団体とする一部事務組合(平成26年4月設立予定)

※事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地は未定

2-2 環境影響評価実施主体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

佐久市 市長 柳田 清二 長野県佐久市中込3056番地

2-3 方法書作成業務受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

パシフィックコンサルタンツ株式会社長野事務所 事務所長 近藤 直哉

長野県長野市中御所町四丁目2番地

第3節 事業の種類

廃棄物処理施設の建設 ごみ焼却施設 (処理能力110t/日)

※ 対象事業の要件：ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設 処理能力 4t/時以上

第4節 事業の目的及び必要性

現在、佐久市から排出される可燃ごみは、佐久市・軽井沢町清掃施設組合（佐久市・軽井沢町）が運営する佐久クリーンセンター（60t/日×2炉 流動床式）、川西保健衛生施設組合（佐久市・立科町・東御市）が運営する川西清掃センター（10 t /10時×2炉 機械化バッチ式）で焼却処理されている。

佐久クリーンセンターは、昭和59年4月供用開始から28年経過、川西清掃センターは昭和56年12月供用開始から30年経過し、いずれの施設も経年的老朽化が進行するとともに、ごみの高カロリー化が進む中において既存施設では対応していくことが困難なため、新たな設計基準による施設整備が求められている。

こうしたことから、平成22年10月、既存2施設で共同処理をしている佐久市、軽井沢町、立科町において、新たな一部事務組合を設立し、佐久クリーンセンター、川西清掃センターの後継施設として両施設を統合した新クリーンセンターを平成29年度稼動を目途に共同で整備運営するとともに、既存2施設を解体撤去したうえで廃止（予定）する旨、基本合意がなされた。

また、平成23年7月、1市2町において、ごみ処理対象区域に御代田町及び南佐久郡全町村を加えるとともに、ごみ焼却処理方式をストーカ式焼却炉とすることが決定された。

このように、佐久市が中心となり、将来に向けた安全安定、安心なごみ処理体制を維持していくため、周辺環境との調和に十分配慮した新クリーンセンターの施設整備計画を進めている。

なお、本事業の推進にあたり、平成23年8月、ごみ処理対象区域の構成自治体において、佐久地域循環型社会形成推進地域計画を策定し、同年12月、環境省の承認を受けている。

第5節 建設候補地決定の経過

建設候補地は、平成22年12月、公募（平成22年2月1日～同年5月31日）により、応募申請をいただいた3地区（平根地区、内山地区、猿久保地区）の中から佐久市新ごみ焼却施設建設候補地選定委員会における調査検討の結果、総合的な適性評価で第1順位となった「平根地区（上舟ヶ沢、棚畑地籍）」に決定した。